

兵庫県公報

令和2年1月7日 火曜日 第71号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 臨時種畜検査の実施（畜産課）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	7
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 道路の位置指定（北播磨県民局）	8
○ 同 上（中播磨県民センター）	9
○ 同 上（淡路県民局）	9
公 告	
○ 入札公告（社会福祉課）	9
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	12
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	13
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 入札公告（管理課）	22
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	26
○ 同 上（中播磨県民センター）	26

告 示

兵庫県告示第1号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。
------	--

兵庫県規則第31号) 第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 2,045,449kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2020 through March 31, 2021

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 January 30, 2020 by direct delivery

17:00 January 30, 2020 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Yoshida, Social Welfare Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 Ext. 2775

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                         | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| 上垣(3) I<br>(123030147)      | 養父市大屋町大屋市場（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 横行(2) I-2<br>(123030148)    | 養父市大屋町横行（別図2のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             |
| 中間(2) I-2<br>(123030149)    | 養父市大屋町中間（別図3のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             |
| 中間(5) I-2<br>(123030150)    | 養父市大屋町中間（別図4のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             |
| 筏(1) (急) I-2<br>(123030151) | 養父市大屋町筏（別図5のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             |
| 瓜原(急) I-2<br>(123030152)    | 養父市大屋町大杉（別図6のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             |
| 明延(急) I-2<br>(123030153)    | 養父市大屋町明延（別図7のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             |

|                             |                   |         |
|-----------------------------|-------------------|---------|
| 夏梅(2)(急) I-2<br>(123030154) | 養父市大屋町夏梅(別図8のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮ノ段(急) I-2<br>(123030155)   | 養父市大屋町樽見(別図9のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

(別図1から別図9までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年1月15日(水)から同月29日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所、養父市役所及び大屋地域局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

令和2年1月29日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年3月19日(木)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第917号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 改正しようとする区域の案

横行(4) I (123030002) の項中別図2、横行(2) I (123030003) の項中別図3、横行(3) I (123030005) の項中別図5、横行(1) II (123030007) の項中別図7、大谷(2) II (123030014) の項中別図14、中間(2) I (123030030) の項中別図30、中間(5) I (123030033) の項中別図33、筏(1)(急) I (123030034) の項中別図34、瓜原(急) I (123030047) の項中別図47、笠谷 I (123030052) の項中別図52、笠谷(2) II (123030054) の項中別図54、笠谷(4) II (123030056) の項中別図56、桜ヶ丘 I (123030062) の項中別図62、明延(急) I (123030063) の項中別図63、宮本(2) II (123030108) の項中別図108、夏梅(1)(急) I (123030121) の項中別図121、夏梅(2)(急) I (123030122) の項中別図122、おうみ I (123030127) の項中別図127、中(2) I (123030129) の項中別図129、由良(2) II (123030131) の項中別図131、宮ノ段(急) I (123030133) の項中別図133、上宮本川 II (223030057) の項中別図203を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年1月15日(水)から同月29日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所、養父市役所及び大屋地域局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

令和2年1月29日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年3月19日（木）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                   | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 奥中(4)Ⅱ<br>(131010012) | 多可郡多可町中区奥中（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年1月15日（水）から同月29日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和2年1月29日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年3月19日（木）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
横行(4)Ⅰ (123030002)	養父市大屋町横行(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
横行(2)Ⅰ (123030003)	養父市大屋町横行(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
横行(3)Ⅰ (123030005)	養父市大屋町横行(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
横行(6)Ⅰ (123030006)	養父市大屋町横行(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
横行(1)Ⅱ (123030007)	養父市大屋町横行(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
横行(2)Ⅱ (123030008)	養父市大屋町横行(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
横行(3)Ⅱ (123030009)	養父市大屋町横行(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
奥若杉(1)Ⅰ (123030011)	養父市大屋町若杉(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
奥若杉(2)Ⅰ (123030012)	養父市大屋町若杉(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
大谷(1)Ⅱ (123030013)	養父市大屋町若杉(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
大谷(2)Ⅱ (123030014)	養父市大屋町若杉(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
大谷(3)Ⅱ (123030015)	養父市大屋町若杉(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大谷(4)Ⅱ (123030016)	養父市大屋町若杉(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
若杉(1)Ⅱ (123030018)	養父市大屋町若杉(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
若杉(4)Ⅱ (123030019)	養父市大屋町若杉(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
若杉(5)Ⅱ (123030020)	養父市大屋町若杉(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
若杉(6)Ⅱ (123030021)	養父市大屋町若杉(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
若杉(9)Ⅱ (123030023)	養父市大屋町若杉(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

若杉(11)Ⅱ (123030025)	養父市大屋町若杉(別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
奥若杉(1)Ⅱ (123030026)	養父市大屋町若杉(別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
奥若杉(3)Ⅱ (123030027)	養父市大屋町若杉(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
中間(2)Ⅰ (123030030)	養父市大屋町中間(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
中間(5)Ⅰ (123030033)	養父市大屋町中間(別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
筏(1)(急)Ⅰ (123030034)	養父市大屋町筏(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
筏(3)Ⅰ (123030036)	養父市大屋町筏(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
筏(4)Ⅰ (123030037)	養父市大屋町筏(別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
筏(2)Ⅱ (123030039)	養父市大屋町筏(別図27の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
筏(3)Ⅱ (123030040)	養父市大屋町筏(別図28の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
蔵垣(1)Ⅰ (123030041)	養父市大屋町蔵垣(別図29の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
蔵垣(2)Ⅰ (123030042)	養父市大屋町蔵垣(別図30の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
蔵垣(1)Ⅱ (123030043)	養父市大屋町蔵垣(別図31の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
蔵垣(2)Ⅱ (123030044)	養父市大屋町蔵垣(別図32の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
蔵垣(3)Ⅱ (123030045)	養父市大屋町蔵垣(別図33の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
瓜原(急)Ⅰ (123030047)	養父市大屋町大杉(別図34の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
大杉(2)Ⅰ (123030048)	養父市大屋町大杉(別図35の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
瓜原Ⅱ (123030049)	養父市大屋町蔵垣(別図36の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
大杉(1)Ⅱ (123030050)	養父市大屋町大杉(別図37の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
笠谷Ⅰ (123030052)	養父市大屋町笠谷(別図38の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

笠谷(1)Ⅱ (123030053)	養父市大屋町笠谷(別図39の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
笠谷(2)Ⅱ (123030054)	養父市大屋町笠谷(別図40の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
笠谷(4)Ⅱ (123030056)	養父市大屋町大屋市場(別図 41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
加保Ⅱ (123030059)	養父市大屋町加保(別図42の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
北星Ⅰ (123030060)	養父市大屋町明延(別図43の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
観音町(1)Ⅰ (123030061)	養父市大屋町明延(別図44の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
桜ヶ丘Ⅰ (123030062)	養父市大屋町明延(別図45の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
明延(急)Ⅰ (123030063)	養父市大屋町明延(別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
明盛(2)Ⅰ (123030064)	養父市大屋町明延(別図47の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
明盛(1)Ⅱ (123030066)	養父市大屋町明延(別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
明盛(2)Ⅱ (123030067)	養父市大屋町明延(別図49の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
明盛(4)Ⅱ (123030069)	養父市大屋町明延(別図50の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
明延Ⅱ (123030070)	養父市大屋町明延(別図51の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
古屋(1)Ⅰ (123030071)	養父市大屋町和田(別図52の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
古屋(2)Ⅰ (123030072)	養父市大屋町和田(別図53の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
古屋(3)Ⅰ (123030073)	養父市大屋町和田(別図54の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
古屋(4)Ⅰ (123030074)	養父市大屋町和田(別図55の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
奈良辺(1)Ⅰ (123030075)	養父市大屋町和田(別図56の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
奈良辺(2)Ⅰ (123030076)	養父市大屋町和田(別図57の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
柳(1)Ⅱ (123030077)	養父市大屋町和田(別図58の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり

柳(2)Ⅱ (123030078)	養父市大屋町和田（別図59の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
柳(3)Ⅱ (123030079)	養父市大屋町和田（別図60の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
柳(4)Ⅱ (123030080)	養父市大屋町和田（別図61の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
柳(5)Ⅱ (123030081)	養父市大屋町和田（別図62の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
柳(6)Ⅱ (123030082)	養父市大屋町和田（別図63の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
柳(7)Ⅱ (123030083)	養父市大屋町和田（別図64の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
古屋(1)Ⅱ (123030084)	養父市大屋町和田（別図65の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
古屋(2)Ⅱ (123030085)	養父市大屋町和田（別図66の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
奈良辺(1)Ⅱ (123030086)	養父市大屋町和田（別図67の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
奈良辺(2)Ⅱ (123030087)	養父市大屋町和田（別図68の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
奈良辺(3)Ⅱ (123030088)	養父市大屋町和田（別図69の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
田淵Ⅱ (123030089)	養父市大屋町和田（別図70の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
門屋Ⅰ (123030090)	養父市大屋町門野（別図71の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
門屋Ⅱ (123030091)	養父市大屋町門野（別図72の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
新田(1)Ⅰ (123030092)	養父市大屋町門野（別図73の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
新田(2)Ⅰ (123030093)	養父市大屋町門野（別図74の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
須西(2)Ⅰ (123030094)	養父市大屋町須西（別図75の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
須西(1)Ⅰ (123030095)	養父市大屋町須西（別図76の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
下浦(1)Ⅱ (123030096)	養父市大屋町須西（別図77の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
下浦(2)Ⅱ (123030097)	養父市大屋町須西（別図78の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり

下浦(3)Ⅱ (123030098)	養父市大屋町須西(別図79の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
下浦(4)Ⅱ (123030099)	養父市大屋町須西(別図80の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
下浦(5)Ⅱ (123030100)	養父市大屋町須西(別図81の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
下浦(6)Ⅱ (123030101)	養父市大屋町須西(別図82の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
下浦(7)Ⅱ (123030102)	養父市大屋町須西(別図83の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
須西Ⅱ (123030103)	養父市大屋町須西(別図84の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
宮本(2)Ⅰ (123030104)	養父市大屋町宮本(別図85の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
宮本(1)Ⅰ (123030105)	養父市大屋町宮本(別図86の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
宮本(3)Ⅰ (123030106)	養父市大屋町宮本(別図87の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
宮本(1)Ⅱ (123030107)	養父市大屋町宮本(別図88の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
宮本(2)Ⅱ (123030108)	養父市大屋町宮本(別図89の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
宮本(3)Ⅱ (123030109)	養父市大屋町宮本(別図90の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
宮本(4)Ⅱ (123030110)	養父市大屋町宮本(別図91の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
糸原(1)Ⅰ (123030111)	養父市大屋町糸原(別図92の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
糸原(2)Ⅰ (123030112)	養父市大屋町糸原(別図93の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
糸原(3)Ⅱ (123030114)	養父市大屋町糸原(別図94の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
糸原(4)Ⅱ (123030115)	養父市大屋町糸原(別図95の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
糸原(5)Ⅱ (123030116)	養父市大屋町糸原(別図96の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
田野Ⅱ (123030117)	養父市大屋町糸原(別図97の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
大屋市場Ⅰ (123030118)	養父市大屋町加保(別図98の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり

上垣(1)Ⅰ (123030119)	養父市大屋町大屋市場(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
上垣(2)Ⅰ (123030120)	養父市大屋町大屋市場(別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
夏梅(1)(急)Ⅰ (123030121)	養父市大屋町夏梅(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
夏梅(2)(急)Ⅰ (123030122)	養父市大屋町夏梅(別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
夏梅(1)Ⅱ (123030124)	養父市大屋町夏梅(別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
夏梅(2)Ⅱ (123030125)	養父市大屋町夏梅(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
おうみⅠ (123030127)	養父市大屋町中(別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
中(1)Ⅰ (123030128)	養父市大屋町中(別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
中(2)Ⅰ (123030129)	養父市大屋町中(別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
由良(1)Ⅱ (123030130)	養父市大屋町由良(別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
由良(2)Ⅱ (123030131)	養父市大屋町由良(別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
由良(3)Ⅱ (123030132)	養父市大屋町由良(別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
宮ノ段(急)Ⅰ (123030133)	養父市大屋町樽見(別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
樽見(1)Ⅱ (123030135)	養父市大屋町樽見(別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
樽見(2)Ⅱ (123030136)	養父市大屋町樽見(別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
樽見(3)Ⅱ (123030137)	養父市大屋町樽見(別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
樽見(4)Ⅱ (123030138)	養父市大屋町樽見(別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
奥(1)Ⅱ (123030140)	養父市大屋町上山(別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
奥(2)Ⅱ (123030141)	養父市大屋町上山(別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
宮垣Ⅰ (123030142)	養父市大屋町宮垣(別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり

姫ノ宮Ⅱ (123030144)	養父市大屋町宮垣（別図119 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
上垣(3)Ⅰ (123030147)	養父市大屋町大屋市場（別図 120のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
フレ谷川Ⅱ (223030003)	養父市大屋町横行（別図121 のとおり）	土石流	別図121のとおり
奥山川(1)Ⅰ (223030005)	養父市大屋町若杉（別図122 のとおり）	土石流	別図122のとおり
大小路川Ⅰ (223030006)	養父市大屋町若杉（別図123 のとおり）	土石流	別図123のとおり
上大谷川Ⅱ (223030010)	養父市大屋町若杉（別図124 のとおり）	土石流	別図124のとおり
下大谷川Ⅱ (223030011)	養父市大屋町若杉（別図125 のとおり）	土石流	別図125のとおり
若杉向山川Ⅱ (223030012)	養父市大屋町若杉（別図126 のとおり）	土石流	別図126のとおり
片山川Ⅱ (223030016)	養父市大屋町中間（別図127 のとおり）	土石流	別図127のとおり
日代谷川Ⅰ (223030018)	養父市大屋町筏（別図128の とおり）	土石流	別図128のとおり
安座原川Ⅰ (223030019)	養父市大屋町筏（別図129の とおり）	土石流	別図129のとおり
神子谷川Ⅰ (223030023)	養父市大屋町蔵垣（別図130 のとおり）	土石流	別図130のとおり
西側第1川Ⅰ (223030035)	養父市大屋町明延（別図131 のとおり）	土石流	別図131のとおり
西側第3川Ⅰ (223030036)	養父市大屋町明延（別図132 のとおり）	土石流	別図132のとおり
古屋口川Ⅰ (223030041)	養父市大屋町和田（別図133 のとおり）	土石流	別図133のとおり
くろんだ川Ⅱ (223030044)	養父市大屋町和田（別図134 のとおり）	土石流	別図134のとおり
奥佐治見川Ⅱ (223030045)	養父市大屋町和田（別図135 のとおり）	土石流	別図135のとおり
佐治見川Ⅱ (223030046)	養父市大屋町和田（別図136 のとおり）	土石流	別図136のとおり
下浦川Ⅰ (223030050)	養父市大屋町須西（別図137 のとおり）	土石流	別図137のとおり
コム谷川Ⅱ (223030052)	養父市大屋町門野（別図138 のとおり）	土石流	別図138のとおり

浅谷川Ⅰ (223030054)	養父市大屋町宮本（別図139のとおり）	土石流	別図139のとおり
上宮本川Ⅱ (223030057)	養父市大屋町宮本（別図140のとおり）	土石流	別図140のとおり
家ノ奥川Ⅰ (223030058)	養父市大屋町糸原（別図141のとおり）	土石流	別図141のとおり
谷川Ⅰ (223030063)	養父市大屋町加保（別図142のとおり）	土石流	別図142のとおり
鶴尾谷川Ⅱ (223030074)	養父市大屋町由良（別図143のとおり）	土石流	別図143のとおり
水谷川Ⅱ (223030076)	養父市大屋町中（別図144のとおり）	土石流	別図144のとおり
アミダ林川Ⅰ (223030081)	養父市大屋町中（別図145のとおり）	土石流	別図145のとおり
上ノ山川Ⅰ (223030082)	養父市大屋町樽見（別図146のとおり）	土石流	別図146のとおり
高節川Ⅰ (223030085)	養父市大屋町上山（別図147のとおり）	土石流	別図147のとおり
ヒナタ川Ⅰ (223030087)	養父市大屋町上山（別図148のとおり）	土石流	別図148のとおり
中谷川Ⅰ (223030089)	養父市大屋町宮垣（別図149のとおり）	土石流	別図149のとおり

（別図1から別図149までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年1月15日（水）から同月29日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所、養父市役所及び大屋地域局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

令和2年1月29日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年3月19日（木）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年1月7日

契約担当者